

岡山大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和5年9月22日(金) 本部棟3階 入札室		
委員	委員 阿藤 俊二 (学校法人 事務局長) 委員 板野 次郎 (弁護士) 委員 小橋 仙敬 (公認会計士)		
審議対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		
抽出案件(合計)	10件	(備考)	
建設工事(小計)	6件	入札監視委員会設置要項に則り、互選により阿藤委員が委員長に選出された。 今回の審議対象期間においては、再苦情の申し立て及び同審議依頼はなし。	
一般競争入札(WTO)	0件		
一般競争入札(上記以外)	6件		
工事希望型競争入札	0件		
通常指名競争入札	0件		
随意契約	0件		
設計・コンサルティング業務(小計)	4件		
公募型プロポーザル	0件		
簡易公募型プロポーザル	2件		
標準プロポーザル	0件		
競争入札	1件		
随意契約	1件		
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問		回 答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	特になし		

別 紙

意見・質問	回 答
<p>1. 岡山大学において発注した建設工事について [資料1] [資料2] 特になし</p> <p>2. 岡山大学において発注した設計・コンサルタント業務について [資料3] [資料4] 特になし</p> <p>3. 審議対象工事等に関する点検事項について [資料5] 特になし</p> <p>[資料6] 資料6-1 特になし</p> <p>資料6-2 特になし</p> <p>資料6-3 特になし</p> <p>資料6-4 特になし</p> <p>資料6-5 特になし</p> <p>資料6-6 特になし</p> <p>資料6-7 平成12年及び14年に設置されてから主要部が未整備とはどういった状況か。</p>	<p>定期点検はしていたが、高額な部品交換(大規模な修繕)を行っていなかった。</p>
<p>4. 審議対象工事等（抽出案件）について [資料7] 資料7-1 3回入札したのはなぜか。</p>	<p>本学では慣例的に2回目で打ち切るが、2回目の応札額が予定価格に近く、先方にも応札の意思があったことから3回目を行った。</p>

<p>トイレ他とは基本トイレだけか。</p>	<p>その通り。</p>
<p>コロナ禍における値段面の影響があった。</p>	<p>大きな影響はなかった。</p>
<p>資料 7-2 評価点に大きな差が出るのはどういった時か。</p>	<p>大きな所は工事成績による加点で、過去 4 年間の実績の有無により差が生じる。</p>
<p>資料 7-3 クリーンルームとは特殊か。</p>	<p>恒温恒湿室であり特殊である。</p>
<p>全体的に 1 社応札や不落が増えているか。</p>	<p>時期的なものがある。7 月は他の公共工事等と重なったことから応札者が少なかったと考えられる。</p>
<p>再公告は年度が変わってからか。</p>	<p>不調に終わってからすぐに再公告している。</p>
<p>資料 7-4 同じ仕様における入札額の大きな金額差の原因は。</p>	<p>図面における範囲外を見落としていた。</p>
<p>2 回目の入札を辞退した理由は確認しているか。</p>	<p>他社の 1 回目の入札額から応札できないと判断したと思われる。</p>
<p>資料 7-5 見積結果が 100 万円ずつと小刻みな経緯は。</p>	<p>業者としては少しでも多く利益を得たいからだと思われる。 企業が持っている最低ラインの中、企業努力でどこまで下げるかといった点で、小刻みとなったケースである。</p>
<p>資料 7-6 応札者が少ない原因は。</p>	<p>技術者不足でもあるが、居ながら改修である点も原因の 1 つと考えられる。病院という特殊な場所であることが原因と思われる。</p>
<p>類似実績のある企業に聞き取りをするのは難しいか。</p>	<p>病院の工事实績を持った会社が少ない。工事場所以病院である以上は、大学としては病院の工事实績は必要である。</p>
<p>A 等級の企業は入れないのか。</p>	<p>A 等級を入れると B C 等級は入りづらくなる。</p>
<p>技術者不足は時期的な問題もあるのでは。</p>	<p>その通り。</p>
<p>技術者不足の波は読めないか。</p>	<p>波は読めない。</p>

<p>資料 7-7 参加表明 5 者で提案提出は何故 2 者か。</p>	<p>参加表明の段階では文字列(事業概要)だけで公表している。提案の段階において、図面等を提示したところ 3 者は思っていた内容と違っていると判断したと思われる。</p>
<p>何故見積が 4 回か。</p>	<p>プロポーザル方式で 1 者に特定しており、ライバルがいないため、大きな額で入札しその後落としていったと思われる。</p>
<p>資料 7-8 技術提案書審査表の管理技術者の主要業務の実績における 2 ポイントの差はどういった形をつくのか。</p>	<p>提案書に基づいて競争参加資格委員会で評価した結果である。</p>
<p>資料 7-9 特定建築物とはなにか。</p>	<p>建築基準法第 12 条に特定建築物が指定されている。学校や病院で 2000 平米以上の建物について特定行政庁より指定されており、3 年に一度建築物の調査をする必要がある。</p>
<p>1 回目で予定価格に合わせられるものなのか。工数等公表しているのか。</p>	<p>本業務は調査業務であり、設計の技量や創意工夫の少ない案件である。公告をしたのち、参加表明をいただいた業者全社から予定価格用の見積を取得して、予定価格を決めているため。</p>
<p>予定価格は落札業者の見積か。</p>	<p>その通り。案件によっては予定価格用の見積より入札額を下げてくる場合もある。</p>
<p>資料 7-10 少額随契はどのように契約しているか。</p>	<p>仕様書を提示して、実績のある 3 者から見積合わせをした。</p>
<p>5. 令和 4 年度（令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月）指名停止について [資料 8] 特になし</p>	
<p>6. その他 特になし</p>	